

秘密表示 (朱印)

我
無期限

149

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付	あり		
属			

発信日	昭和49年10月28日
処理日	
発信	タイプ
	検査

文書課

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	亜北 第 2255 号	公 信 口 付	昭 和 49 年 10 月 28 日
大 臣	主 管	起案 昭和49年10月26日	
政 務 次 官	アジア局長		
事 務 次 官	次 長		
外務審議官	参 事 官	起案者 電話番号	
外務審議官	北東アジア課長	宮下 2415	
官 房 長	首席事務官		
<p>協議先</p> <p>秘密指定解除 公文書監理室</p>			
受 信 者		送 信 者	
在 韓 国 後 宮 大 使		外 務 大 臣	
写 送 付 先		(希望発送日)	
郵政 11/30 釜山		月 日	
件 名			
旧 軍 人 ・ 軍 属 等 韓 国 人 遺 骨 の 引 渡 し 問 題			

GA-2

28

2

外務省

回数番号

並北第2255号

昭和49年10月28日

在大韓民国大使殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し内題

引用公・電信
日付・番号

往電第1272号

先般、韓国政府より送付越した本件遺骨の引取り希望者名簿(以下韓国名簿という。)について、冒頭往電のとおり、韓国側より当方~~より~~^の検討ぶりを照会越していたが、10月24日厚生省より別添により上記名簿の調査結果及び今後の事務処理(案)を通報越

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

◎※印は文書課記入

北東アジア課長より
したので、10月26日 ~~北東アジア課長~~ 在京韓国大使館 李一等書記官に対し、回答 ^{への} 照会 ^の したところ、その ~~結果~~ ^{内容} 次のとおり通報する。

1. 名簿の調査結果

- (1) 引取り希望者総件数(韓国名簿申告者数).....988件
- (2) 確認されたため希望者へ引渡すことが可能なもの.....835件
- (3) 厚生省名簿との照合等により確認するに付いたもの
つたもの.....113件

その内訳は次のとおり

- (1) 死没者の本籍地が厚生省名簿と相違するもの.....99件
- (2) 氏名の相違するもの(3件は(1)と重複).....13件(10件)
- (3) 死没者と申告者の関係が不明又は関係がある
とは思われないもの.....4件
- (4) 検討の結果引渡し不能なもの.....40件
- (1) 重複申告者.....6件

(b) 厚生省名簿不記載 …… 34 件

2. 引渡しの条件等

従来、遺骨の引渡しは、死没者の親族が、その身分関係を明らかにできる戸籍謄本等の書類を添えて申請することとされていた。しかるに今回の遺骨引取り申請は、韓国政府が、その責任において調査したものである点で、従来の個人ベースの申請と異なる。従って韓国政府名簿にもとづいて当方の調査の結果確認できたものは、遺骨引渡し後に派生する問題は韓国政府の責任で処理することを条件に戸籍謄本等の書類は必要とせずに韓国政府を通じて申告者に引渡しして差しつかえない。

3. (先方に上記 1. (3) の別添名簿を手交した上で)

確認するまでに至らなかったものについては、韓国政府においてしかるべく調査の上回報ありたく、その結

果 學 園 側 から 納 得 の い く 説 明 が 得 ら れ た 場 合 に
は 1.(2) の 「 確 認 さ れ た た め 希 望 者 へ 引 渡 す こ と が 可
能 な も の 」 と 同 様 に 取 扱 う 用 意 が あ る 。